

●香川県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年8月3日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成22年8月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 豊中三野線（35号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市豊中町比地大字小路1011番1地先から 三豊市高瀬町比地字石堂3045番1地先まで	前	11.0~31.0	1,965	平成18年香川県告示第146号で変更した区域の一部の供用開始並びに設計変更に伴う一部区域除外
三豊市豊中町比地大字小路1011番1地先から 三豊市高瀬町比地字石堂3045番1地先まで	後	11.0~31.0	1,965	
三豊市豊中町比地大字唐頭707番2地先から 三豊市豊中町比地大字唐頭709番1地先まで		11.2~12.2	47	
三豊市高瀬町比地字影石534番1地先から 三豊市高瀬町比地字影石644番1地先まで		11.2~17.0	134	
三豊市高瀬町比地字分木1392番1地先から 三豊市高瀬町比地字分木1506番1地先まで		13.0~31.0	220	

- 4 供用開始の期日 平成22年8月3日